

カタール国民（一般旅券所持者）に対する数次有効の短期滞在査証の緩和

2023年3月9日

2023年4月2日から、査証事務を取り扱う全ての在外公館において、有効なカタール一般旅券（IC旅券）を所持するカタール国民に対して、日本の在外公館における事前登録を条件に査証免除措置（滞在期間30日）をとることとなりました。

詳細については以下のとおりです。

1 渡航目的及び対象者

(1) 渡航目的

「出入国管理及び難民認定法」上の在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動

(2) 対象者

ICAO標準のカタール政府発行の一般旅券（IC旅券）を所持するカタール国民

(3) 対象公館

査証事務を取扱う全ての在外公館

2 査証免除登録証の有効期間及び滞在期間

有効期間：3年又は旅券の有効期間満了日までの期間のどちらか短い方

滞在期間：30日

手数料：無料

所要日数：申請の翌営業日に交付

3 必要な提出書類等

(1) [事前登録用申請書](#)

(2) 旅券（ICAO標準の有効なカタール一般旅券（IC旅券）に限る。）